

空き家の活用に関する誓約書

矢掛町の空き家の有効活用による定住人口の増加に資する矢掛町空き家改修補助金の交付にあたり、次のとおり矢掛町空き家改修補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第 3 条第 1 項のいずれかに該当することを誓約し、要綱第 8 条の規定に基づき空き家の活用に関する誓約書を提出いたします。

なお、要綱第 11 条の規定に該当し、補助金の交付決定の取り消しを受けた場合には、要綱に基づき所定の補助金返還義務を負うことに異存ありません。

記

- （１） 空き家所有者で、補助金の交付を受けた日から 5 年以上空き家登録し、賃貸借契約等の成立以外の理由で登録を中止しないこと。
- （２） 空き家に居住する予定の空き家利用者と、転入者又は転入誓約者であること。
- （３） 空き家に居住する予定の空き家利用者と、転入日以前 3 年間に矢掛町内に居住したことがなく、転入前に矢掛町空き家・空き農地・空き地情報登録制度要綱第 8 条の規定により空き家利用希望者登録台帳に登録され、矢掛町に転入してから 1 年以内に第 9 条第 2 項の交付決定を受けて、補助金の交付を受けた日から 5 年以上空き家に居住すること。

年 月 日

矢掛町長 様

住 所

氏 名

生年月日 年 月 日（ 歳）

連絡先 TEL

印鑑登録証番号

実印